

平成28年第2回定例会（12月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 所管事項関係 ——

平成28年12月5日

健康福祉部

目 次

◎ 所管事項関係

委員会共通資料【別冊】

- 1 あきた公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画（案）一覧
- 2 公共施設の維持・管理等に関する「基本となる目標（案）」について
- 3 第三セクターの平成28年度経営評価について

- 1 ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査の概要について
(福祉政策課) 1
- 2 老人福祉総合エリア（中央地区・北部）の建設基本計画の見直しに
ついて
(長寿社会課) 7
- 3 国民健康保険制度改正に伴う準備事業の進捗状況について
(長寿社会課) 8
- 4 ねんりんピック秋田2017の開催に向けた取組について
(ねんりんピック推進室) 9
- 5 湖東厚生病院の運営に対する支援について
(医務薬事課) 10

ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査の概要について

福祉政策課

1 調査の目的

本県では平成27年度に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、各市町村とともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて対策を進めている。

本調査は、経済基盤が比較的脆弱とされるひとり親世帯等について、各世帯の収入や子どもの生活、子育てに関する事項を把握し、効果的な「子どもの貧困対策」の策定に資することを目的として実施した。

2 調査方法及び回答状況

- (1) 調査対象
- | | |
|---|-----------|
| ひとり親世帯等 | 11,697 世帯 |
| ・ひとり親世帯 | 11,591 世帯 |
| (20歳未満の子どもを養育している配偶者のない者の世帯及び父母でない者が子どもを養育している世帯) | |
| ・ひとり親以外の生活保護受給世帯 | 106 世帯 |
| (18歳以下の子どもを養育している生活保護受給世帯) | |
- (2) 調査地域 全県25市町村
- (3) 調査方法 往復郵送による無記名アンケート方式
(各市町村が作成した対象世帯の宛名ラベルを県の封筒に貼付して郵送し、同封した返信用封筒により無記名で回答を受けた。ただし、ひとり親以外の生活保護受給世帯については、各福祉事務所から郵送又は手渡しによりアンケート用紙を配布した。)
- (4) 調査期間 平成28年6月から8月まで(集計対象は10月末日までの回答分)
- (5) 回答状況
- | | |
|-------|----------------------|
| 対象世帯数 | 11,697 世帯 |
| 回答世帯数 | 4,323 世帯 (回答率 37.0%) |

※ 収入別集計対象世帯数は3,817世帯である(収入未記載等により、統計的処理が不能な回答を除外)。

※ 貧困線(平成24年:等価可処分所得122万円)未満の世帯を「貧困世帯」、貧困線以上の世帯を「非貧困世帯」とした。

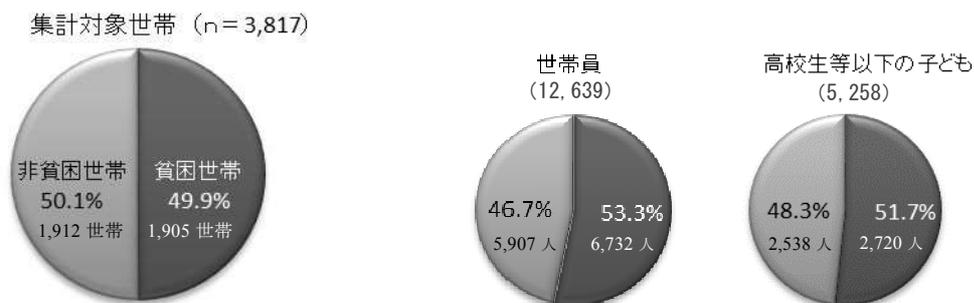
※ 等価可処分所得:世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得。

3 調査結果の概要

(1) 世帯の収入について

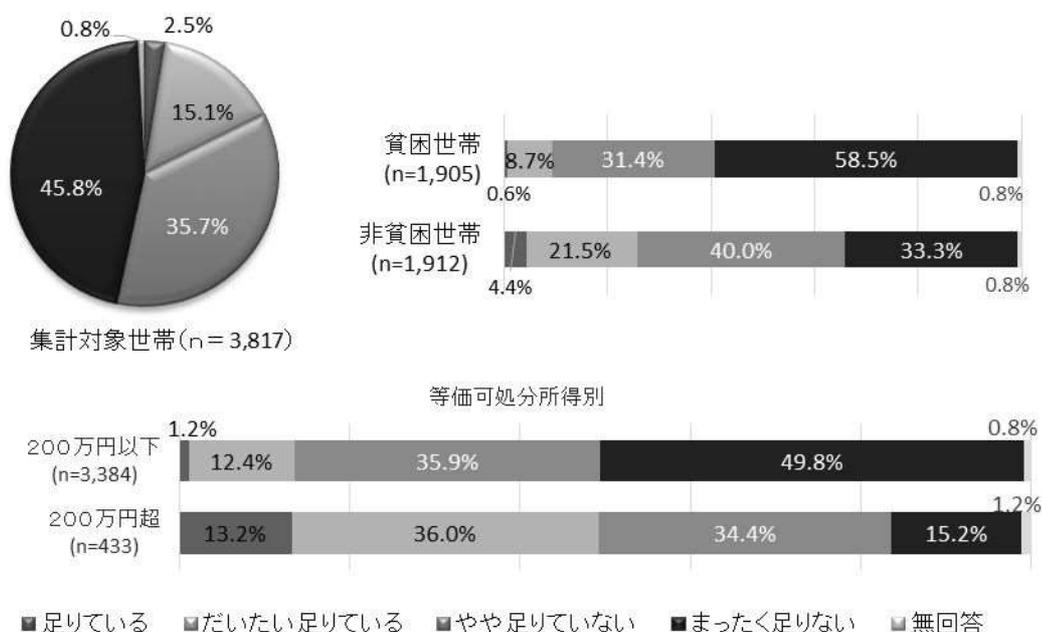
① 貧困世帯の状況

貧困世帯は49.9%、非貧困世帯は50.1%であり、ほぼ半数が貧困世帯となっている。また、貧困世帯に属する者は6,732人で53.3%、非貧困世帯に属する者は5,907人で46.7%、高校生等以下の子どものうち、貧困世帯に属する子どもは2,720人で51.7%、非貧困世帯に属する子どもは2,538人で48.3%となっている。



② 収入に対する実感

収入について「足りている、だいたい足りている」と答えた世帯は17.6%、「やや足りていない、まったく足りていない」と答えた世帯は81.6%となっている。また、「足りている、だいたい足りている」と答えた世帯は、貧困世帯では9.3%、非貧困世帯では25.9%となっている。等価可処分所得別にみると、200万円以下の場合「足りている、だいたい足りている」と答えた世帯が13.6%、「やや足りていない、まったく足りていない」と答えた世帯が85.6%であるが、200万円を超えるとそれぞれ49.2%、49.7%となっている。



(2) 子どもの生活に関する事項について (貧困世帯：n=1,905、非貧困世帯：n=1,912)

社会の中で期待される一定水準の生活に必要なとされるいくつかの項目について、下記の質問区分で調査した。

貧困世帯と非貧困世帯の「与えている」と回答した割合を比較すると、「おこづかい(小学生以上)」で16.1ポイント、「家族旅行(1泊以上)」で13.9ポイント、「塾(中学生以上)」で13.7ポイント、「短大・大学教育」で12.6ポイント、「習い事」で12.1ポイントとそれぞれ貧困世帯で低くなっている。一方、食や医療に関する項目では大きな差はない。

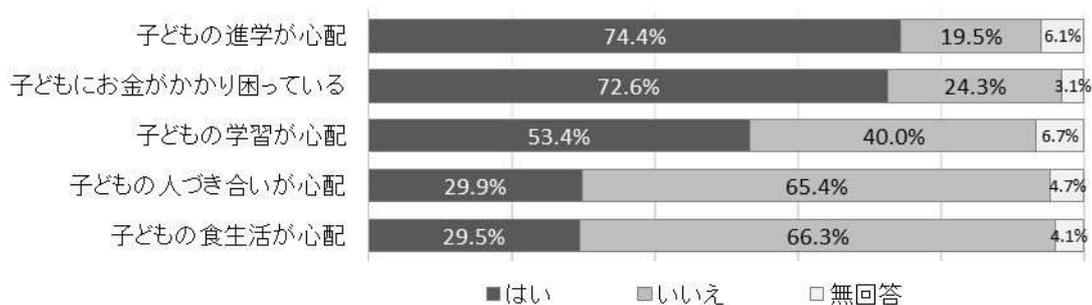
「与えている」 … 与えている(与えていた、与えるつもり)
 「与えられていない」 … 与えたいが、家庭の事情(経済・時間的な)で与えられていない
 「与えていない」 … 必要だと思わないので、与えていない(与えていなかった、与えないつもり)
 「どれとも言えない」 … どれとも言えない



■ 与えている ■ 与えられていない ■ 与えていない ■ どれとも言えない ■ 無回答

(3) 子育てに関する事項について (全世帯：n=4,323、貧困世帯：n=1,905、非貧困世帯：n=1,912)

全世帯のうち、子どもの進学を心配している世帯が 74.4%、子どもにお金がかかり困っている世帯が 72.6%、子どもの学習を心配している世帯が 53.4%、子どもの人づき合いを心配している世帯が 29.9%、子どもの食生活を心配している世帯が 29.5%となっており(複数回答)、子どもの学習面での心配や子どもにお金がかかることに困っている世帯が多いことがわかる。

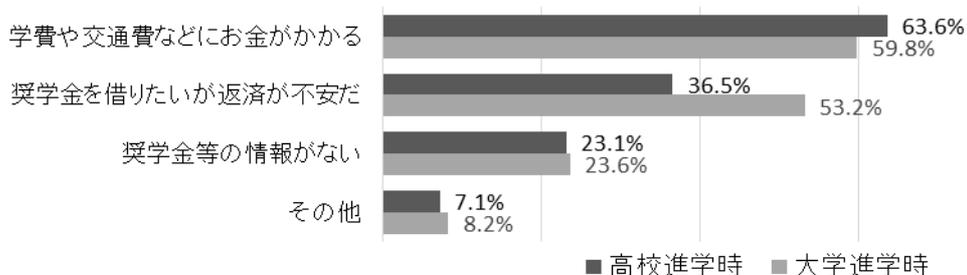
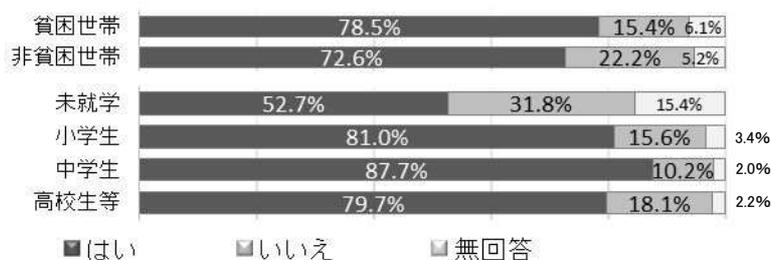
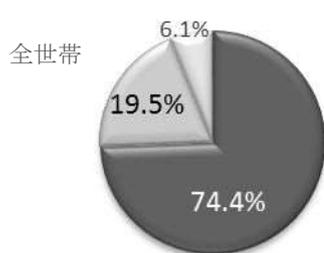


① 子どもの進学に関する心配ごと (子どもの進学が心配ですか?)

「はい」と答えた世帯は、全世帯の7割を超えており、貧困世帯では78.5%、非貧困世帯では72.6%となっている。

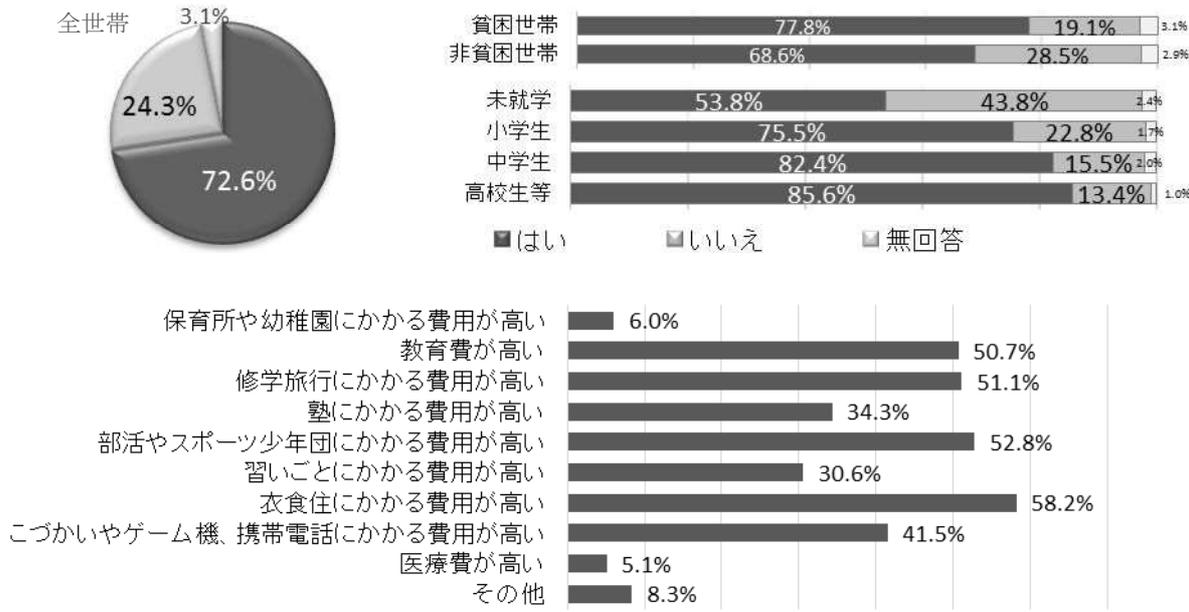
内訳は、「中学生がいる世帯」(87.7%)が最も多く、次いで「小学生がいる世帯」(81.0%)、「高校生等がいる世帯」(79.7%)、「未就学児がいる世帯」(52.7%)となっている。

心配なことの内容は、高校及び大学進学時ともに「学費や交通費などにお金がかかる」であり、次いで「奨学金を借りたいが返済が不安だ」、「奨学金等の情報がない」となっている。



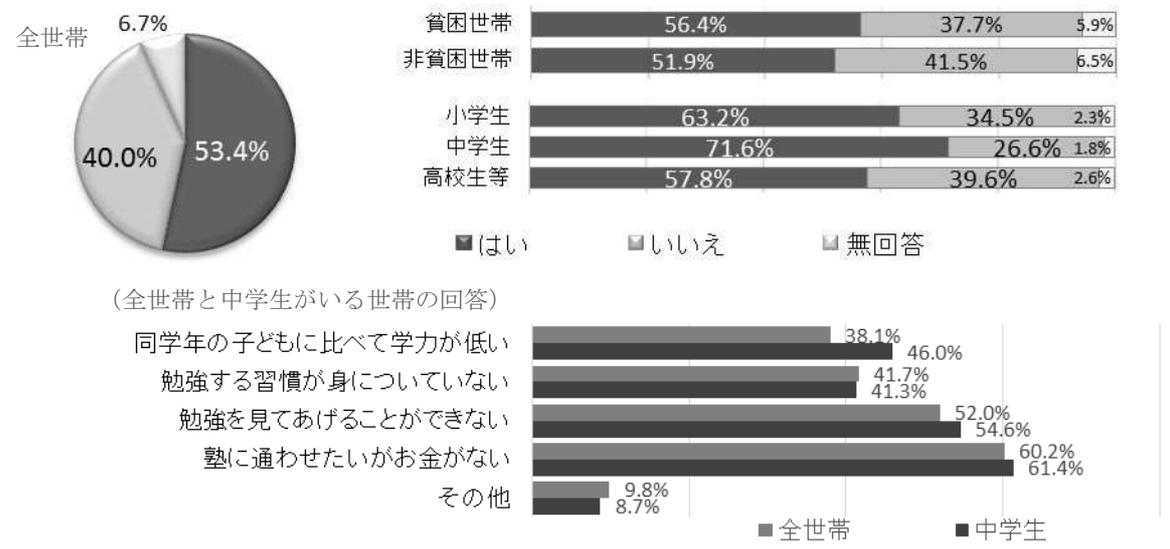
② 子どもに要する経費に関する困りごと（子どもにお金がかかり困っていますか？）

「はい」と答えた世帯は、全世帯の7割を超えており、貧困世帯では77.8%、非貧困世帯では68.6%となっている。
 内訳は、「未就学児がいる世帯」(53.8%)が最も少なく、子どもの年齢が上がるにつれて上昇し、「高校生等がいる世帯」(85.6%)が最も多くなっている。
 困りごとの内容（複数回答）は、「衣食住」(58.2%)が最も多く、次いで「部活やスポーツ少年団」(52.8%)、「修学旅行」(51.1%)や「教育費」(50.7%)の学校関係の経費、「こづかいやゲーム機、携帯電話」(41.5%)となっている。



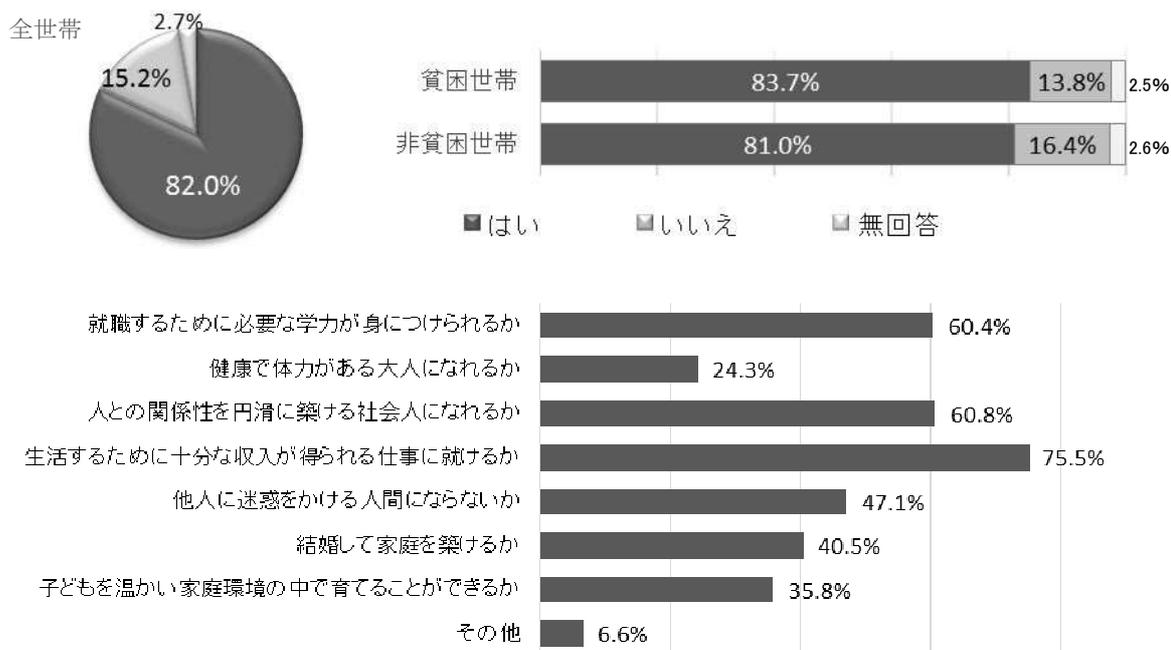
③ 子どもの学習に関する心配ごと（子どもの学習が心配ですか？）

「はい」と答えた世帯は、全世帯の5割を超えており、貧困世帯では56.4%、非貧困世帯では51.9%となっている。
 内訳は、「中学生がいる世帯」(71.6%)が最も多く、次いで「小学生がいる世帯」(63.2%)、「高校生等がいる世帯」(57.8%)となっている。
 心配なことの内容（複数回答）は、中学生の場合、「塾に通わせたいがお金がない」(61.4%)が最も多く、次いで「勉強を見てあげることができない」(54.6%)、「同学年の子どもに比べて学力が低い」(46.0%)、「勉強する習慣が身につけていない」(41.3%)となっている。



(4) 子どもの将来に関する心配ごとについて (全世帯：n=4,323、貧困世帯：n=1,905、非貧困世帯：n=1,912)
 (子どもが大人になるうえで、心配に思うことはありますか?)

「はい」と答えた世帯は、全世帯の8割を超えており、貧困世帯では83.7%、非貧困世帯では81.0%となっている。
 心配なことの内容(複数回答)は、「生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか」(75.5%)、「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」(60.8%)、「就職するために必要な学力が身につけられるか」(60.4%)が多くなっている。



4 考察

- (1) 「子どもの生活に関する事項」では、塾や習い事、絵本・本などの学習に関する項目で与えているとする割合が、非貧困世帯より貧困世帯が小さくなっている。
- (2) 「子育てに関する心配ごと」で最も多いものは進学に関することであり、なかでも高校や大学等への進学に際しての経済的な負担に関する不安が大きくなっている。
- (3) 「子育てに要する経費に関する困りごと」では、学校生活に係る経費を除くと、衣食住やこづかい、ゲーム機・携帯電話といった経費に関するものが多くなっている。
- (4) 「子どもの学習に関する心配ごと」では、学習機会の確保に関するものが多いが、現実には(1)のとおり貧困世帯と非貧困世帯では、塾などに通える割合の格差が大きくなっている。

老人福祉総合エリア（中央地区・北部）の建設基本計画の見直しについて

長寿社会課

1 これまでの経緯と現状

中央地区老人福祉総合エリア（以下「中央エリア」という。）及び北部老人福祉総合エリア（以下「北部エリア」という。）は、高齢者の健康増進や生きがい創出を目的として、それぞれ秋田市、大館市に設置された。

設置に当たっては、各エリアごとに、全体構想となる「建設基本計画」に基づき、各施設の整備を行ってきたところであり、Ⅰ期工事計画分については概ね予定どおりに整備がなされている。

しかし、Ⅱ期工事計画分については、当時の財政状況等により、整備に着手していない状況である。

■中央エリア（「建設基本計画」策定：平成5年2月）

	施設名	計画年度	整備状況
県	コミュニティセンター、総合相談センター、屋内温水プール、屋内運動広場 医療機関、シルバーマンション	H7～8年度	Ⅰ 済
		H9年度以降	Ⅱ 未設置
秋 田 市	特別養護老人ホーム、介護センター	H7年度	Ⅰ 済
	ふれあいセンター、ケアハウス（Ⅰ期）	H8年度	Ⅰ 済
	老人保健施設、ケアハウス（Ⅱ期）	H9年度以降	Ⅱ 未設置

※Ⅰ＝Ⅰ期工事、Ⅱ＝Ⅱ期工事

■北部エリア（「建設基本計画」策定：平成7年2月）

	施設名	計画年度	整備状況
県	コミュニティセンター、グリーンハウス、屋内運動広場	H9～10年度	Ⅰ 済
大 館 市	特別養護老人ホーム、介護センター、ケアハウス（Ⅰ期）	H9～10年度	Ⅰ 済
	ふれあいセンター	H10年度	Ⅰ 済
	医療機関	H10年度	Ⅰ 未設置
	ケアハウス（Ⅱ期）、老人保健施設、ケア付き住宅	H11年度以降	Ⅱ 未設置

※Ⅰ＝Ⅰ期工事、Ⅱ＝Ⅱ期工事

2 今後の方針

各エリアとも「建設基本計画」策定時から20年以上経過しており、その間、急速な少子高齢化や介護保険制度の創設など、社会情勢や社会保障制度に大きな変化がみられ、当初計画が現在のニーズに必ずしも合致しないものとなっている。

このため、時代の要請に合うよう当該未利用地の有効活用を視野に入れた計画の見直しを行うこととする。

なお、各エリアとも、条例の設置目的に鑑み、医療・介護・福祉ニーズに臨機応変に対応できるよう、今後整備予定のない計画部分については廃止する。

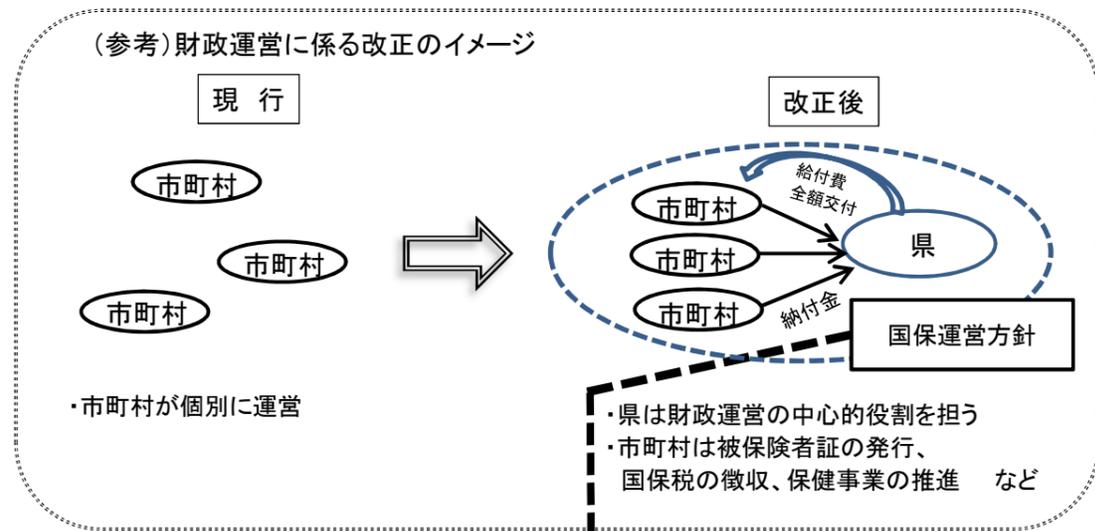
3 計画見直し後の土地の活用

県が所有する土地については、市及び関係者とも協議しながら、必要な施設の整備を進めていく。

国民健康保険制度改正に伴う準備事業の進捗状況について

1. 概要

- 平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、県は平成30年度から財政運営の責任主体として、国保事業の運営に参画する。
- これに伴い、県内の統一的な方針として「国保運営方針」を策定することとされた。
- 当該「運営方針」は、国保財政運営の基本的な考え方や国保税に係る県内の標準的な税率、国保事業費納付金の算定方法のほか、事務の広域化・効率化や医療費適正化の取組などを定める。
- 「運営方針」の策定に当たっては県と市町村が十分に協議し、共通認識の下で取りまとめる。



～ 国保運営方針の概要 ～

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第2章 市町村における保険税の標準的な算定方法に関する事項

- ・国保事業費納付金
- ・激変緩和措置 など

第3章 市町村における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

第5章 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

第6章 市町村の国民健康保険事業の運営の広域化及び効率化に関する事項

第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項に関する事項

2. これまでの県と市町村の協議状況について

【国保運営方針の策定】

- 「国保運営方針」の策定に当たり、県と市町村との連携促進を目的として、平成28年4月に「県市町村連携会議（主管課長）」及び「同作業部会（担当者）」を設置し、協議を行っている。
- 月1回のペースで「第2章」以外の項目について意見交換を行い、基本的な考え方において概ね意見の一致を見ている。

【第1回試算結果】

- 先般、市町村毎の事業費納付金の試算及び激変緩和措置のシミュレーションを行うための「事業費納付金算定システム（簡易版）」が厚生労働省から配布された。
- 厚生労働省が定めた方法に基づき、当該システムの検証テストを兼ねた「第1回試算」を行い、その結果を市町村へ提示した。
- 当該「第1回試算結果」を基に、基礎データの検証を行うとともに、意見交換を開始したところである。

3. 今後の協議について

【基本方針】

- 「県市町村連携会議」及び「同作業部会」において、「第1回試算」の基礎データの検証を行うとともに、「第2回試算」に向けた準備を行う。
- 試算が各市町村の医療費水準と所得水準を適正に反映しているかなどを検証するとともに、各市町村の地域特性を踏まえた上で、試算方法等の議論を行っていく。

【「第2回試算」について】

- 「第1回試算」の検証結果や当該システムの修正状況を見ながら、来年1月を目処に「第2回試算」を行う。
- 「第2回試算」については、厚生労働省が年末に示す様々な係数の確定値で再度計算し、その結果を基に医療費水準や所得水準の設定方法などについて、市町村と具体的な協議を開始する。

【激変緩和措置について】

- 併せて、制度改正に伴う被保険者の負担の急激な増加を防ぐための「激変緩和措置」について、具体的な協議を行う。
- 協議に当たっては、これまでの市町村国保の財政運営の様々な経緯や個々の市町村が置かれている状況に十分配慮する。
- なお、「激変緩和措置」の財源としては、既存の交付金や「特例基金」の予算規模の状況等を踏まえながら、適切な財源配分に努めていく。

4. 今後のスケジュール(予定)について

平成28年度

- 1月中旬 「第2回試算結果」の市町村への提示
- 2月議会 「国保運営協議会設置条例」を提案、試算結果及び激変緩和措置の概要を報告
- 3月末 県・市町村において「国保運営方針（最終案）」の合意

平成29年度

- 4月 「国保運営協議会」の設置
- 5月 「国保運営協議会」での審議
- 6月～ 市町村への意見聴取、パブリックコメントの実施（上記意見提案等を踏まえ）
- 10月頃 「国保運営方針」の決定

ねんりんピック秋田2017の開催に向けた取組について

ねんりんピック推進室

1 平成28年度の主な取組

		大会広報	県民参加等
9月	広報 キャラ バン 隊 広 報 活 動	第3回庁内推進会議（ふれあい広場出展、県外向けPRについて等）	
		大会開催1年前イベント （連携：地域活力創造課、 秋田市、秋田商工会議所） 全ての開催地市町村（17市町村）で実行委員会設立完了	
10月		ねんりんピック2016長崎大会視察調査	
		宿泊・輸送センター開設	
11月		アイドルグループ「pramo」を ねんりんピック応援大使に任命	
1月		ねんりんピック秋田2017開催要領策定	協賛 イ ベ ン ト 募 集 （ 5 月 ま で）
2月	大会開催200日前イベント （大会メダルデザインの発表・昼食弁当献立及び推奨献立の発表）	<ul style="list-style-type: none"> メダルデザインの一般公募 学生等への献立案作成依頼 （連携：健康推進課、生活衛生課、 販売戦略室） 	
3月	「宿泊・弁当・交通・観光の案内」の全国発送 （連携：観光振興課）		

2 平成29年度の主な取組（予定）

		大会広報	県民参加等
5月	応援大使・広報キャラバン隊の広報活動	大会実施本部設置(5/1)	
		大会参加申込の受付開始(5/1～5/31)	
			児童による歓迎・応援運動 ・応援横断幕・メッセージの作成（連携：教育庁） 花いっぱい運動 ・農業関連高校等、地域団体の協力による総合開・閉会式会場等の飾花栽培 （連携：地域活力創造課、教育庁）
6月		大会開催100日前イベント ・秋田空港、秋田駅等への歓迎 装飾の掲出開始	声かけ運動 ・宿泊施設や交通事業者に来県する選手団への歓迎の声かけ運動を依頼 （連携：観光振興課、交通政策課）
8月		大会開催30日前イベント マスメディアによる広報展開 （連携：広報広聴課）	クリーンアップ運動 ・秋田駅周辺で実施予定 （連携：温暖化対策課）
9月		ねんりんピック秋田2017開催（9/9～9/12）	

湖東厚生病院の運営に対する支援について

医務薬事課

1 経緯

湖東地区の安定した医療提供のため、平成22年に湖東地区医療再編計画を策定し、県と関係4町村（五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）が連携して湖東厚生病院の支援を行っている。

2 現状

平成26年5月に湖東厚生病院が開院したが、患者数の減少や医師不足の影響により、費用の圧縮等で効率的な病院経営を行ったとしても、再編計画を上回る収支不足が見込まれる状況となっている。

3 今後の運営に対する方針について

当初計画では、厚生連全体で固定比率が100%を達成する見込みの平成30年度までの支援を予定していたが、こうした状況を踏まえ、それ以降も地域医療を担う湖東厚生病院に対し、県と地元市町村が継続的な支援を行っていく必要がある。

また、湖東厚生病院の建設に当たっては、農水省から病院単独での収支均衡を図ることが条件とされていたことから、地域で必要とされる診療体制を維持していくために、支援のあり方を見直す必要があると考えられ、3者で協議している。

○平成29年度から県及び町村が更なる新たな支援を実施する。

○厚生連全体の固定比率が100%を達成した後も、引き続き、運営費に対する支援策を継続する。

【参考】湖東厚生病院の収支の状況及び見込み

(単位：千円)

	H27年度 (実績)	H28年度	H29年度	H30年度
収支不足(再編計画)額	232,800	209,800	202,800	194,800
収支不足額 ①	211,740	225,635	227,198	268,404
運営費補助金 ②	210,900	210,900	210,900	210,900
	関係4町村	154,500	154,500	154,500
	県	56,400	56,400	56,400
①－②	840	14,735	16,298	57,504

※固定比率・・・農業協同組合法の規定により、自己資本の額は固定資産の価額以上でなければならないとされており、この比率を「固定比率」とし100%以上であることが求められている。

$$\text{固定比率} = \frac{\text{自己資本(=出資金+累積剰余金)}}{\text{固定資産価額-長期借入金残高+払込済出資金}}$$